

## 認知症の人が起こした事故に関する救済制度の検討について

### 1. 趣旨

認知症は誰しもなりうる可能性があり、高齢化の進展により、今後とも認知症の方が増えていくことが予想される中、認知症の方やそのご家族等が、地域において安心して生活できる環境づくりが求められている。

現在、認知症の人が起こした事故に対しては、公的な救済制度がないことより、本市独自の救済制度を検討していく。

### 2. 関連事案（平成 28 年 3 月の最高裁判決）

認知症高齢者が列車に衝突して死亡する事故（平成 19 年 12 月）に関して、JR 側が遺族に対して、列車の遅れが生ずるなど損害を被ったとして損害賠償を提起。

＜平成 28 年 3 月の最高裁判決＞

遺族の賠償責任は認められなかったが、判決文において「法廷の監督義務者に該当しない場合であっても、監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、損害賠償義務を問うことができる」との記述。

### 3. 国の動き

「認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議」において、新たな制度的な対応等を議論。28 年 12 月の同会議において「直ちに新たな制度的な対応を行うことは難しい」としている。

### 4. 民間保険の動向

民間保険においては、近年、従来の個人賠償責任保険の補償対象でなかった「責任無能力者を監督する義務を負う別居の家族」や、「物理的な損壊のない列車の運行不能損害」などの特約が開発されており、本市としても周知に努める必要がある。

## 5. 制度検討にあたっての論点

- ・ 公的な救済制度の必要性
  - ※自動車自賠責保険や民間の個人賠償責任保険との関係
- ・ 救済対象者の範囲
  - ※認知症高齢者の責任能力の有無への対応
  - ※家族等の監督義務者（監督義務者に準ずべき者含む）への対応
  - ※賠償責任が生じない事案（監督義務者が不存在等）での被害者救済
  - ※認知症高齢者の定義
  - ※認知症高齢者以外の責任無能力者等が起こした事故等の救済をどう考えるか。
- ・ 対象事故の範囲
  - ※訴訟による損害賠償案件を含め、どういった案件を対象とするのか
- ・ 救済方法（支援内容）
  - 給付金等の金銭支給の範囲（上限額、免責額）
- ・ 給付金の支給方法
- ・ 財源

など